○環境省告示第四十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、紀伊長島鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十八日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称

紀伊長島特別保護地区

二　区域

紀伊長島鳥獣保護区のうち、三重県北牟婁郡紀北町地内大島、大エスキ島、小エスキ島、赤野島、丸山島及び鈴島並びに同町及び度会郡大紀町地内平瀬島及び耳穴島並びにこれらの島に属する島しょの区域

三　存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、三重県南部の熊野灘に面した沖合の島しょであり、大島、鈴島など比較的面積の大きな島と、これらの島の周辺の大小様々な岩礁から構成されている。これらはいずれも無人島で人為的な影響を受けにくい。島は主に周囲が海蝕崖に取り囲まれているが、一部に砂浜や礫浜があり、鈴島には海跡湖が存在する。大島、鈴島など比較的面積の大きな島にはスダジイ、クスノキ、タブノキ等の暖温帯性常緑広葉樹からなる照葉樹林が発達し、海岸付近にはトベラ、タイミンタチバナ、ハマヒサカキ、シャリンバイ等の常緑広葉樹が見られる。また、砂浜や礫浜には、オオバグミ、ハマゴウ、ハマオモト、ヒメヤブラン、ハマウド、ツワブキ等が灌木林や草地を形成している。耳穴島など比較的面積の小さな島ではクロマツ、ウバメガシ、トベラ等の低木林が見られる。島を取り巻く海蝕崖の岩壁の亀裂や岩石の隙間にはススキ、ツワブキ等の草本やクロマツ、トベラ、ウバメガシ等の稚樹が見られる。

このような多様な自然環境を反映して、環境省が作成したレッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミスズメ、ハヤブサ、アマツバメ、クロサギ等が海蝕崖や周辺の岩場、低木林等を利用して繁殖している。また照葉樹林の樹上や林床を利用して準絶滅危惧のカラスバト、オオミズナギドリ等が繁殖している。この他海岸付近の灌木林等では絶滅危惧ⅠB類のウチヤマセンニュウが、海岸付近の岩場では絶滅危惧ⅠB類のオヒキコウモリの生息が確認されており、鳥類等の生息・繁殖地として特に重要な区域となっている。

このように、当該区域はカンムリウミスズメやオオミズナギドリ等の鳥類の繁殖地となっており、鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域において繁殖する鳥獣の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　集団繁殖地の特別保護地区として、カンムリウミスズメを始めとする鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう適切な管理に努める。

ロ　鳥獣保護区管理員による鳥獣の生息・繁殖状況のモニタリング調査や研究機関からの情報収集等により、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

ハ　島しょ部における移入鳥獣の生息状況を把握し、必要に応じ関係地方公共団体、関係機関等と連携して対策を講じる。

ニ　鳥獣を驚かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥獣の生息・繁殖への影響を防止するため、現場の巡視や関係地方公共団体、関係機関、地元ＮＧＯ、地域住民等と連携協力して入込者に対する普及啓発活動等に取り組む。

○防衛省告示第百九十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十一年十月二十八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十一月十日（予備、同月十一日から同月十七日まで）〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

(イ)　北緯三一度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

○防衛省告示第百九十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十月二十八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十一月十一日及び同月十二日（予備、同月十三日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦三隻　航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第百三十五号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十一年十月五日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：担体流動浮上濾過方式

製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称	認定番号	浄化槽の名称
石川県金沢市西泉３丁目92番地　アムズ㈱ 代表取締役　谷口　敏	石川県能美市岩内町１番地３　アムズ㈱白山工場 石川県白山市大竹町ロ73番地　アムズ㈱大竹工場 石川県かほく市高松丙23番地11　日研産業㈱ 福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1387番地１　日研樹脂加工㈱ 福岡県宮若市宮田918番地の11　㈲大勝工業	4—09—H—004	アムズ　ＣＸＵ２—14型
		〃　004—1	〃　ＣＸＵ２—18型
		〃　004—2	〃　ＣＸＵ２—21型
		〃　004—3	〃　ＣＸＵ２—25型
		〃　004—4	〃　ＣＸＵ２—30型
		〃　004—5	〃　ＣＸＵ２—35型
		〃　004—6	〃　ＣＸＵ２—40型
		〃　004—7	〃　ＣＸＵ２—45型
		〃　004—8	〃　ＣＸＵ２—50型